

玉野市庁舎整備事業 設計施工事業者選定
公募型プロポーザル 評価基準

令和5年1月

玉野市

目次

1. 評価基準の位置付け.....	1
2. 評価方法.....	1
3. 評価項目、配点等.....	1
4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い.....	2

別表1 実績・体制評価基準

別表2 技術提案評価基準

別表3 提案価格評価基準

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、玉野市庁舎整備事業 設計施工事業者選定 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「12. 評価の実施及び結果の通知」に記載する玉野市庁舎整備事業設計施工事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものです。

2. 評価方法

委員会により実績・体制、技術提案、提案価格の3項目を評価します。

(1) 実績・体制評価（配点20点）

参加者及び本業務予定技術者等の実績を評価するため、実績・体制評価に係る提案書【様式7-5】を別表1の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

(2) 技術提案評価（配点60点）

参加者の技術提案書の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、別表2の基準により委員会の各委員が評価します。

(3) 提案価格評価（配点20点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式7-2】に記載された金額（提案価格）を別表3の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

(4) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

- ア 実績・体制評価、技術提案評価及び提案価格評価の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定します。
- イ 順位が1位の参加者を最優秀提案者、2位の参加者を次点提案者とします。
- ウ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合は、技術提案評価の評価点が高い者を上位とし、技術提案評価の評価点も同じ場合は、実績・体制評価のうち、担当者の実績の評価点が高い者を上位とし、実績・体制評価の担当者の実績評価点も同じ場合は、委員会の判断で決定します。
- エ 実績・体制評価、技術提案評価の合計評価点が、満点（80点）の6割（48点）を下回った場合は、失格となります。

3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表1～3のとおりです。

なお、技術提案評価はそれぞれ各委員の評価点を分類ごとに平均して算出します。平均の算出にあたっては小数点第2位以下を切り捨てた点数とします。

また、技術提案評価において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとの配点に以下のウェイトを乗じた点数をもって評価を行います。

評価	評価のウェイト
A：かなり優れている	1.0
B：優れている	0.8
C：やや優れている	0.6
D：標準にはやや及ばない	0.4
E：標準には及ばない	0.2
F：評価できる記載がない	0

4. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して実施要領「15. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。

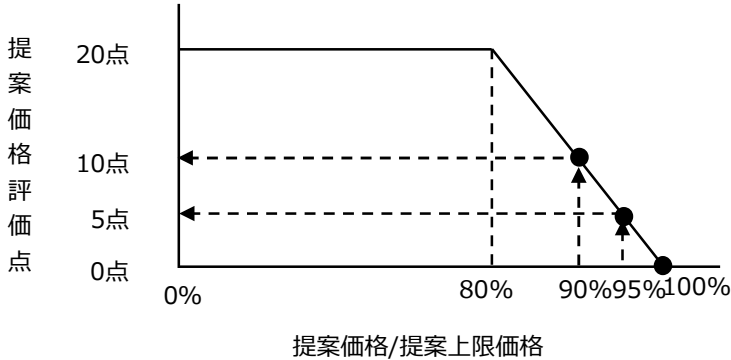
別表1 実績・体制評価基準 (20点)

分類	評価項目	評価方法	配点	
A 企業実績	ア 参加者の業務実績	参加者（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれか）が以下の業務実績を有する場合に評価する。 （a、bはいずれかを評価 c、dはいずれかを評価 e、fはいずれかを評価）	9.0	
		a 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の基本・実施設計業務の元請としての実績（3.0点）		
		b 単一の建築物における「同種事業※1」の基本・実施設計業務の元請としての実績、又は、延べ面積3,000㎡以上の「免震構造※3」の基本・実施設計業務の元請としての実績（1.5点）		
		c 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績（3.0点）		
		d 単一の建築物における「同種事業※1」又は、延べ面積3,000㎡以上の「免震構造※3」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績（1.5点）		
		e 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の監理業務の元請としての実績（3.0点）		
	イ 統括責任者の業務実績	統括責任者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	3.0	
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は「設計管理技術者※4」としての実績（1.5点）		
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は「設計管理技術者※4」としての実績（0.8点）		
	B 設計業務	ア 設計管理技術者の業務実績	設計管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.0
			a 「同種事業※1」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績（1.0点）	
			b 「類似事業※2」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績（0.5点）	
C 施工業務	ア 現場代理人の業務実績	現場代理人が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.0	
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（1.0点）		
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.5点）		
	イ 監理技術者の業務実績	延べ面積3,000㎡以上の「免震構造※3」の建築物における現場代理人、又は監理技術者としての実績（1.0点）	2.0	
		監理技術者が以下の業務実績、資格を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）		
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（1.0点）		
D 監理業務	ア 監理業務管理技術者の業務実績	b 「類似事業※2」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.5点）	2.0	
		c 延べ面積3,000㎡以上の「免震構造※3」の建築物における現場代理人、又は監理技術者としての実績（1.0点）		
		監理業務管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）		
合 計			20.0	
※1 同種事業とは、国又は地方公共団体発注の延べ面積3,000㎡以上の庁舎等（国土交通省告示第98号 別添二 類型四 業務施設 第2類）の新築、改築、増築をいう。（増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合に限る。） ※2 類似事業とは、延べ面積3,000㎡以上の国土交通省告示第98号 別添二 類型四から類型十二の新築、改築、増築をいう。（増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合に限る。） ※3 免震構造とは、構造性能評価を受け大臣認定を取得した免震構造をいう。 ※4 設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。 ※5 設計主任技術者とは、設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者をいう。 ※6 監理業務管理技術者とは、監理業務の管理及び統括等を行う者をいう。 ※7 監理業務主任技術者とは、監理業務管理技術者の下で主たる技術者として監理業務を行う者をいう。 ※8 各実績は、平成19年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した建築物にかかるものであること。				

別表2 技術提案評価基準 (60点)

分類	提案項目	提案テーマ	求める提案内容	配点
A 業務全般	業務実施体制に関する提案	デザインビルド方式による庁舎整備という本事業特性に応じた、業務実施方針と、設計・工事監理・施工・アフターフォローの総合体制	① 本事業特性に相応しい業務実施方針の提案 ② 設計と施工が一体的に機能し、各関係者との十分な連携が図れる体制の提案 ③ 工事監理の第三者性を確保することができる体制の提案 ④ 全社的なバックアップ手法やアフターフォローに関する具体的な体制の提案	5.0
	品質管理手法の提案	本事業の目標品質を確実に達成するための品質管理手法	① 発注者の要求を的確に設計に反映し、そのプロセスも含め管理する手法の提案 ② 設計内容だけでなく発注者の要求も理解した上で施工品質を管理する手法の提案 ③ その他、要求水準の変更や設計変更等の際の具体的な品質管理の手法の提案	2.0
	コスト管理手法の提案	契約金額を超過しないためのコスト管理手法	① 契約価額の中で設計を進める有効な手法などの提案 ② 設計・施工期間を通じてコスト縮減に有効な検討フロー等の提案 ③ 契約価額超過を未然に防ぐコスト増減管理の具体的な手法の提案 ④ 激しい市況変動下で有効なコスト抑制手法等の具体的な提案	4.0
	全体工程計画と工程管理手法の提案	令和7年度末までに確実に新庁舎整備完了するための工程管理手法	① 設計・申請・資材発注・各工事の関連とクリティカルパスを明記した全体工程の提案 ② 設計を早期に確定するための具体的な手法等の提案 ③ 先行発注や労務確保、先行工事などDBの特性を活かした具体的な手法等の提案	4.0
	地域振興・地域経済への貢献の提案1	市内企業への発注や市内調達額の提案価格に対する割合	・市内企業への発注や市内調達の貢献金額に関する具体的な提案 ① 市内企業との共同企業体の組成を評価する。(2点) 合計出資比率が、30%以上の場合は、 2.0点 20%以上、30%未満の場合は、 1.0点 ② 市内企業への発注や市内調達の貢献金額の割合により評価する。(6点) 提案価格(提案価格見積書に記載された金額)の5%以上の貢献金額を提案した者を6.0点とする。それ以外の提案者は次の式により算出する。 提案貢献金額の割合×120 ※提案貢献金額の割合＝提案貢献金額÷提案価格 ※評価点の上限は6点とする。小数点第2位以下切捨て。	8.0
	地域振興・地域経済への貢献の提案2	市内企業等との連携など地域活性化に資する取組	① 市内企業との連携や、その他地域経済活性化に資する取組について、具体的な実施方法の提案	2.0
小 計				25.0
B 設計業務	市民に親しまれる施設設計の提案	玉野市のシンボルとして、市民に親しまれる施設設計	① 市民に開かれ、親しまれる、1階市民交流スペースや待合、階段・EV位置などを含む共用部の平面計画・内観デザイン・仕上計画等の提案 ② 玉野らしい外観デザイン・仕上計画等の提案	13.0
	災害対策活動拠点としての施設設計の提案	安心・安全の災害対策活動拠点としての施設設計	① 津波・高潮時にも災害対策活動拠点として、より有効に機能するための提案 ② 市民の一時避難等に資する機能として基本計画を超える提案	5.0
	環境に配慮された施設設計の提案	環境に優しく、ライフサイクルコスト低減を図る施設設計	① ZEB Ready認証のため、基本計画に付加する要素技術や設備導入の提案 ② 自然エネルギー活用等の基本計画を超えるランニングコスト縮減の提案 ③ 基本計画を上回る長寿命化に寄与する具体的な要素技術等の提案	7.0
小 計				25.0
C 施工業務	ア 施工計画の提案	行政サービスを継続しながらの現地建替えを実現する施工計画・仮設計画	① 敷地特性等に適した仮設計画 施工計画の提案 ② 現庁舎利用への工事影響を低減できる付属棟解体の施工計画の提案 ③ 現庁舎利用への工事影響を低減できる新庁舎新築の施工計画の提案	10.0
小 計				10.0
合 計				60.0
■評価の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・上に示す分類A～Cの評価に際しては、「提案項目」に合致しているかどうか、項目ごとの的確性、実現性、創造性、及び業務の理解度について、「求める提案内容」に沿って評価する。 ・提出された技術提案書と、プレゼンテーション及びヒアリングも踏まえ、審査委員によって総合的に評価を行う。 ・A.業務全般 オ) 地域振興・地域経済への貢献の提案1については、事務局にて定量評価を行う。 				

別表3 提案価格評価基準 (20点)

評価項目	評価方法	配点
<p>提案価格見積書に記載された金額 (提案価格)</p>	<p>提案価格審査の評価点は、以下の式により採点する。 ただし、提案価格が提案上限価格の80%未満の場合の評価点は20点とする。</p> <p>評価点 = (1 - 提案価格 / 上限価格) × 100 (小数点第2位以下切り捨て)</p> 	20.0
合 計		20.0
総 計		100.0